

郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、魅力ある景観を有し、その創出に貢献する活動を行っている地域を「郡上市景観百景」として認定することにより、郡上市の良好な景観の保全・形成を力強く進めるとともに地域の活性化を推進することを目的とし、当該認定に向けた地域の景観マニュアルの策定及び景観マニュアルに基づく活動に対して予算の範囲内で郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域の景観マニュアル 地域を守り育て、将来にわたって継承していくための地域独自の景観形成の指針
- (2) 景観百景 景観マニュアルを策定し、そのマニュアルに基づく活動が良好な景観の創出に結びついている地域

(補助対象団体)

第3条 補助金の対象となる団体は、自治会、地区会等とする。

(補助対象活動)

第4条 補助金の交付対象となる活動は、郡上市景観百景の認定に向けた地域の景観マニュアルを策定するための活動及び策定した景観マニュアルに基づく活動とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金申請を行う活動に対して、同一事業に国、県又は市の他の補助金等の財政支援を受ける場合は、補助対象活動としない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、地域独自の景観マニュアルの策定及び策定した景観マニュアルに基づく活動に直接必要な経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費とすることができない経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 団体の通常運営費（事務所の電話代等）
- (2) 団体構成員及び団体が行う地域づくり活動に参加する者（以下「参加者」という。）の旅費。ただし、視察に係る経費は除く。
- (3) 団体構成員及び参加者の日当
- (4) 団体構成員及び参加者に支給する物品の購入費
- (5) 団体が引き続き所有する備品の購入費
- (6) 懇親会の飲食に係る経費（会議等の茶菓子代を除く。）
- (7) 交際費及び慶弔費
- (8) 前各号に掲げるほか、市長が不適切と認めるもの

(景観マニュアルの策定に関する補助金及び補助回数)

第6条 景観マニュアルの策定に関する補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とし、1団体につき10万円を上限とする。ただし、補助対象活動に寄付金、広告料、参加料等その他の収入（以下「その他の収入」という。）がある場合は、補助対象活動に要する経費の総額からその他の収入を控除した額の範囲内で補助金を交付する。

- 2 算定した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 同一団体への補助は、1回を限度とする。

(策定した景観マニュアルに基づく景観形成活動に関する補助金及び補助回数)

第7条 策定した景観マニュアルに基づく景観形成活動に関する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1団体につき20万円を上限とする。ただし、補助対象活動にその他の収入がある場合は、補助対象活動に要する経費の総額からその他の収入を控除した額の範囲内で補助金を交付する。

2 算定した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助の開始は、景観マニュアル策定の翌年以降とし、同一団体への補助は、3回を限度とする。ただし、同一年度内においては、1回を限度とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長が指定する期日までに、景観百景認定及び活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 景観百景認定及び活動支援事業計画書(様式第2号)

(2) 景観百景認定及び活動支援事業補助金収支予算書(様式第3号)

(交付決定)

第9条 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、景観百景認定及び活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付を不適当と認めたときは、景観百景認定及び活動支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、補助金の交付を受けようとする団体に通知するものとする。

(変更・中止の手続)

第10条 交付の決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、補助事業等の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ景観百景認定及び活動支援事業計画変更・中止(廃止)申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、事業費区分30パーセント未満の経費の配分の変更であつて、補助金の額及び内容に重大な変更を来さないものは申請を要しないものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請書が提出されたときは、速やかにこれを審査し、その内容が採択された趣旨を大きく逸脱しないときは、変更を承認し、景観百景認定及び活動支援事業補助金変更承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(進捗報告)

第11条 市長は、交付団体が補助金交付を受けた事業を完了し、第13条の実績報告書を提出している場合を除き、必要に応じて事業の実施状況を景観百景認定及び活動支援事業補助金実施状況報告書(様式第8号)により報告を求めることができる。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金の概算払又は前金払により交付することができる。

2 前項の概算払又は前金払を受けようとする者は、景観百景認定及び活動支援事業補助金概算払(前金払)請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第13条 交付団体は、補助金交付を受けた事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

(1) 景観百景認定及び活動支援事業補助金実績報告書(様式第10号)

- (2) 景観百景認定及び活動支援事業報告書（様式第11号）
- (3) 景観百景認定及び活動支援事業補助金収支決算書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の決定）

第14条 市長は、前条の規定により実績報告があったときは、当該書類を審査し、補助金の額を確定し、景観百景認定及び活動支援事業補助金確定通知書（様式第12号）により交付団体に通知しなければならない。

（事業の公表）

第15条 補助金交付を受けた事業は、その内容、実績等に関して、市広報紙又は市ホームページにより公表するものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年5月13日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

郡上市長 様

申請者

団体名

代表者氏名

印

景観百景認定及び活動支援事業補助金交付申請書

年度郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 対 象	
景観マニュアル策定事業	
景観マニュアルに基づく 景観形成活動支援事業	

※どちらかに○を記入して下さい。

1 申請団体の概要

団 体 名	フリガナ -----	代表者	
所 在 地			
設 立 年 月	年 月	構 成 員 数	人
主な活動実績			
会 費			
担当者連絡先	担当者 (役職) 住 所 〒 電 話 () FAX () E-mail		

※構成員名簿を添付してください。

※団体の規約、組織図、その他の団体の資料があれば、添付してください。

2 申請内容

活動のテーマ	
申請事業の目的	
総事業費	円(予算額)
補助対象経費	円
交付申請額	円
活動実施期間	年 月 日～ 年 月 日

様式第2号（第8条関係）
景観百景認定及び活動支援事業計画書

景観百景認定及び活動支援事業計画書

团体名_____

活動目的・期待される活動の効果			
番号	活動名	主な内容	実施予定時期
活動周知の方法 ※該当するものに○		・チラシ、たより等の配布 ・回覧 ・ポスター ・ホームページ ・マスコミ ・その他()	
将来への展開、翌年度以降の活動継続の予定			

様式第3号（第8条関係）

景観百景認定及び活動支援事業補助金 収支予算（収支決算）書

団体名 _____

(1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	(予算・決算)額	説 明 等
自 己 資 金		
市 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：千円)

区 分	(予算・決算)額	説 明 等
計		

※収入、支出ともに、区分ごと(報償費、消耗品費、印刷製本費、賃借料及び使用料など)に積算内訳を説明等欄に記入してください。(例：講師謝金 2人×5千円)
(決算書の場合は以下も記入)

◆収支決算額

(収入合計額) _____ 円－(支出合計額) _____ 円＝(差額) _____ 円

指令第 号
年 月 日

様

郡上市長



景観百景認定及び活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助事業等の名称	郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金
補助金等の交付決定金額	円
補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えた場合は、その内容及び理由	
交付の条件	1 補助事業等の実施にあたっては、郡上市補助金等交付規則及び郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金交付要綱に定めるところにより行わなければなりません。 2 補助事業等の執行方法が不適切な場合には、補助金等の交付決定の取消し、返還を命ずることがあります。 3 補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業等が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。
備考	監査委員等が必要と認めたときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。

郡上市指令 第 号
年 月 日

様

郡上市長



景観百景認定及び活動支援事業補助金 不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった活動について、次の理由により交付金の交付
はできませんので通知します。

<理由>

郡上市長 様

申請者

団体名

代表者氏名

印

景観百景認定及び活動支援事業 計画変更・中止(廃止)申請書

年度郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金の交付について、郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり(変更・中止・廃止)申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 号
補助事業等の名称	郡上市景観百景認定及び活動支援事業		
補助事業等の変更の内容			
変更又は中止(廃止)の理由			
変更又は中止(廃止)の年月日			
添付書類			

第 号
年 月 日

様

郡上市長



景観百景認定及び活動支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

補助事業等の名称	郡上市景観百景認定及び活動支援事業	
補助金等の交付決定金額	変 更 前 の 額	円
	変 更 後 の 額	円
承認した変更内容		
補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えた場合は、その内容及び理由		
交付の条件	1 補助事業等の実施にあたっては、郡上市補助金等交付規則及び郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金交付要綱に定めるところにより行わなければなりません。 2 補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておくとともに、補助事業等が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければなりません。	
備考	監査委員等が必要と認めたときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。	

年 月 日

郡上市長 様

申請者
団体名
代表者氏名

印

景観百景認定及び活動支援事業補助金実施状況報告書

	実施した事業名	事業内容	参加者数	実施日・場所	要した経費 (円)
1					
2					
3					
4					

郡上市長 様

申請者

団体名

代表者氏名

印

景観百景認定及び活動支援事業補助金概算払(前金払)請求書

郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 号
補助事業等の名称	郡上市景観百景認定及び活動支援事業		
補助金の請求金額	補助金等の(交付決定・確定)額 (A)	円	
	概算払(前金払)を受けた場合はその 金額 (B)	円	
	今回請求金額 (A) - (B)	円	
備考			

郡上市長 様

申請者

団体名

代表者氏名

印

景観百景認定及び活動支援事業補助金 実績報告書

年度郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金の交付決定通知のあった活動について、次のとおりその実績を報告します。

1 交付決定内容

活動のテーマ	
事業費決算額	円
交付決定額	円
活動実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 実績報告 郡上市景観百景認定及び活動支援事業報告書及び収支決算書のとおり

3 連絡先

担当者連絡先	担当者	(役職)
	住 所 〒	—
	電 話	() FAX ()
	E-mail	

※活動の実施状況の分かる写真、新聞記事、チラシ等は、A4判にまとめて添付してください。

※交付対象活動の支出は、項目ごとに領収書の写しをA4判にまとめて添付してください。

様式第11号（第13条関係）

景観百景認定及び活動支援事業報告書

団体名 _____

活動の成果や効果			
番号	活動名	主な内容	実施時期
活動の反省点や課題			
今後の展望・予定			

※番号及び活動名は、申請時の郡上市景観百景認定及び活動支援事業計画書(様式第2号)の番号及び活動名に合わせてください。

指令第 号
年 月 日

様

郡上市長



景観百景認定及び活動支援事業補助金 確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、郡上市景観百景認定及び活動支援事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	指令第 号
補 助 事 業 等 の 名 称	郡上市景観百景認定及び活動支援事業		
補 助 金 等 の 交 付 決 定 金 額	円		
補 助 金 等 の 確 定 金 額	円		